

労働組合は何をなすべきか

この号にはこのような形で、大震災七年忌大集会に於ける報告を特集することにした。でも報告は、かなりの部分でして割愛したり、要約したりした。理由は、関係項の前置きで明らかにしている。まずはじめに、木村事務局長の「基調報告」(交流集会で行なつたもの)をおいた。それが問題把握に便利だと信じたから。前に述べておけば、もう一度発言をたしかめよう。

大集会発言特集

闘いの問題点と

今後の闘いの方向

木村炭労事務局次長

一、公害と労働

災害の現況

一九六〇年は日米安保条約の改訂という日本にとって重大な年でありました。

この安保条約によって日本とアメリカの経済交流が積極化され、貿易の自由化を促進する方向が決定づけられました。

一九六〇年は、われわれ労働者のみならず、全國民がこぞて安保と三池の闘いに結果し、闘ったことは記憶に新たなことである。この闘いで時の岸内閣を打倒しましたが、続いて政権を担った池田首相は、日米安保条約の影射下にあって、高度経済成長政策をとりました。日本の各産業は一斉に技術革新、経営の近代化を合言葉にして投資に力を注ぎ、企業の拡大と発展を遂げました。そして今日では世界第三位の工業国とされるまでに発展しています。

しかし、これは一部の企業についていえることであって、この大企業群の事業所構内に下請、社外工、組夫等の実状にみられるように中小企業が多く、その系列会社として組み込まれたことを見逃すわけにはいきません。そのかげで、第一に、公害と呼ばれる各種の危害によってわれわれの生命と健康がおびやかされています。第二に、技術革新と徹底した合理化の作業環境の中でこれに対応した安全衛生対策の欠如から、労働災

害や職業病に悩まされていることです。労働災害は一九六〇年以降、毎年六千人以上の労働者が死んでいます。一九六八年一年間に労働保険の適用を受けた労働者は百七十一万人以上に及んでいます。また、職業病におかされた人の数はほう大なものであります。一九六八年一年間に、労働基準法にもとづいて事業主から届出のあった業務上疾病と認められるものだけでも二万八千以上の件数にのぼっています。

二、公害と労働災害の闘いの問題点

一、公害について

一、われわれは新聞、テレビ等の報道機関が使っている「公害」という言葉を何の抵抗もなく使っていますが、そもそも公害とは何を意味するのかを考えてみる必要があると思います。水質汚染といふ、大気汚染といふ、食品公害といふ、これらのすべては企業の利潤追求、そのためには何物をも省みないというところに問題の起点があり、しかも自民党政府は資本擁護の立場から、これを見ればぬきぬきしているのが実状であります。だとすれば、これは公害と呼ぶべきではなく、企業がもたらした災害と呼ぶべきであらう。「産業災害」と呼ぶことが一番適切であるといえましょう。

この点の認識が現在のところ非常にはぼけていて、どこを問題点の二つと考へますか。前項との関連で、企業災害の責任は誰にあるか、それが企業責任であることは明白であります。したがって労働者が、企業の説得や泣きかたれによる企業災害の防止対策や被害者の補償運動に積極的に運動を展開しない傾向があることです。極端なことをいえば、そんな運動をしたら企業が赤字になるとか、倒産してしまうなど、とんでもない錯覚に陥り入っている労働組合もあることです。地域住民が被害者であるというところは、そこに労働者も同じ危険に常時さらされているところであり、被害者の立場にたつて企業の手から外に運動をすることが大事です。

三、また自治体によってはそれが唯一の企業であり、自治体の収入源になっているような場合、人は誘致条例などを設けて優遇措置を講じて企業にきてもらったという事情のことも少なくありません。このような場合、自治体の立場を乗り越えていくだけの被害者の連帯と運動の拡大が図られていない恨みがあります。四、企業や自治体の個々の説得や切り崩しによって被害者が積極的に団結できない条件も随所に見受けられます。五、また、全国には数多くの企業災害による被害者が存在しながら横の連携を取り、連絡協議会のような組織づくりに欠け運動の拡大に消極的な面がみられます。六、地区別や、地味、県別が地域住民の問題となり、地域労働者の受けとめ方が弱く、必ずしも積極的に組織づくりに進み、運動の先頭になつていない面がみられます。

二、労働災害、職業病について

一、一九六八・九二年間にわたって総評の方針にもとづいて死亡災害時に労災とは別に資本に対して三百萬円の要求をし、各産業とも一定の成果を収めました。しかし、十一月以降交通災害の際の自賠法による補償が五百萬円となりました。総評は明年春闘で、死亡災害には五百萬円以上を要求しようとしていますが、これを完全に獲得する必要があらう。同時に障害補償は十分ですのでこれを充実することが必要です。

二、しかし、この要求は、われわれの生命の代償として要求するのではなく、災害を起せば高くなるかというところを裏で知らしめる必要から要求するのだという意志を統一しておく必要があります。三、このような補償金額や、労災補償があっても遺家族や障害者の残った被災者の生活は十分なものとはいえません。そこでケース・バイ・ケースによつて損害賠償請求の民事訴訟を、総評弁護団の協力を迎えて闘うことの重要性を認識しなければなりません。四、災害が起った場合、しばしばこの災害は本人の不注意によるものだという主張を資本の側はします。しかし、不注意というの結果であつて、そこには必ず労働強化による疲労の累積施設の不備などがあるはずで、その意味で資本のいかに分がまがられず、その真因を究明する必要があります。

五、腰痛症、けんしよ炎、有機溶剤中毒、白濁病などの職業病についてその「業務上外の認定」をめぐる、政府・資本はきびしい制限をおしつけてきています。これに対しては「労災審議会」や「労災審査会」などの場を通して業務上認定の適用拡大を闘い続けなければなりません。同時にこれに取り組み当該労働組合としての取り組みと行動もまた十分といえましよう。六、労働基準法・労災保険法の抜本的な改善を政府に対して執拗に迫り、ねほり強い闘いを組織することも必要です。七、労働災害の闘いの第一歩は災害の予防にあることを忘れることなく、労使交渉で職場の安全対策を講ずるなど積極的な取り組みに重点を置く必要があります。

三、企業災害、労働災害、職業病の今後の闘い

企業災害、労働災害の闘いは、賃金や期末手当などの闘いに優先する。人命尊重という基本的な闘いである。しかもこの闘いは、資本の利潤追求のために強行しようとする合理化と真向から対立する闘いでもあります。われわれは、このことを目的意識的にとらえて今後の闘いを次のような考え方にしようとして闘わなければなりません。

一、企業災害と労働災害、職業病から生命と健康を守るために合理化の闘いを徹底的に闘うことを意志統一することが必要です。二、企業災害と労働災害、職業病は今日までバラバラな闘いを組んできましたが、本来は異質のものではなく、利潤追求のために手段を選ばないという政府・資本の無責任な態度から派生した人命懸念のあらわれです。したがって今後は労働組合と地域住民が一体となって生命と健康を守る闘い、つまり企業災害と労働災害、職業病の闘いに必要です。三、そのためには、企業災害、労働災害、職業病のすべてに発生をみている地域と、職場の労働者は情報交流を深め、連絡機関を作るなど積極的な連携を図ることに努力します。四、職場の点検活動は日常活動として定着させることが必要です。また日本では労務管理の中に災害防止運動が埋没し、無災害、安全競争、あるいはD運動などを通じて労働者の要求がすりかえられる危険性がありますので、この点あくまでも労働組合の指導性と組合員の労働災害、職業病に対する意識を高めることが必要です。災害や職業病が発生した場合には徹底した原因究明を図ることにします。また企業災害の場合には半端な協議者の協力も仰ぎながら調査団を設置し、原因究明に当たるなど運動の幅広いのとなるよう初期の段階から努力します。五、企業災害問題を処理するに当たっては、労働者と企業とのゆ着を排除し、地域に居住する住民、すなわち被害者として立場を堅持して取り組むことが必要であると同時に、資本の患者に対する個々の説得や、企業意識の宣伝に乗せられないよう心がけ、毅然とした態度で闘いに立ち上がる必要があります。六、企業災害の被害者が現実に発生した段階では対資本の交渉を進め、その補償を迫ります。またケース・バイ・ケースによつて損害賠償請求訴訟を起すなど、地域住民と労働者の連携を深めて行動します。七、労働災害、職業病の闘いは、(1)死亡補償金を当面五百萬円以上の獲得、障害認定等級・障害補償の充実、職場転換に伴う減収保障、解雇制限などを対資本の闘いを早急に進めなければなりません。(2)民事による損害賠償請求の訴訟を提起していきます。八、「業務上の認定」を職業との因果関係を明らかにして、その拡大をはかります。そのために労災審議会、労災審査会などの場で労働者側委員が活発に活動するようにします。また、同時に当該労働組合のこれに対する積極的な取り組みを要請します。九、労働基準法、労災保険法を機械化、合理化された今日の各産業の実情に沿うよう抜本的に改正をはかり、その適用の拡大をはかるよう闘いを進めます。十、企業災害、労働災害、職業病について、その発生の時点で、労働者、弁護士、民主的医師と